



平成 25 年 3 月 22 日
中部地方整備局
港湾空港部

米国沿岸警備隊による国際港湾保安プログラム（清水港）の実施について

平成 25 年 3 月 14 日～3 月 15 日の間、米国沿岸警備隊により、改正 SOLAS 条約に基づく我が国港湾の保安対策の取り組み状況について現地調査を行う「国際港湾保安プログラム」が清水港を対象に実施されましたので、以下のとおり紹介いたします。

「国際港湾保安プログラム」とは

米国において平成 14 年(2002)に成立した米国海事保安法(Maritime Transportation Security Act of 2002)に基づいて行われており、2 年に 1 度の頻度で、米国と海上交易のあるすべての国の港湾保安対策状況を米国が調査するものです。今回の調査は、米国からの訪問要請を受け、受け入れに合意した後に、事前協議で訪問する港湾を選定し実施されました。我が国への実施は、平成 16 年(2004)12 月、平成 21 年(2009)2 月、平成 23 年(2011)2 月に続き今回が 4 回目となります。

記

1. 実施期間

平成 25 年 3 月 14 日（木）～3 月 15 日（金）

2. 実施行程

3 月 14 日 (木)	日米の港湾保安対策の現状に関する意見交換 場所：国土交通本省 日本側対応者：港湾局海岸・防災課危機管理室 石橋洋信室長ほか
3 月 15 日 (金)	港湾訪問 場所：清水港（清水港管理局、新興津埠頭、日の出埠頭） 日本側対応者：静岡県清水港管理局 山崎浩局長、大石雅史次長ほか

3. 米国沿岸警備隊調査団

米国沿岸警備隊極東司令部

Russell T. Pickering 少佐

Jeyar Pierce 大尉

芝地健司 地域調整専門官

(国土交通省随行者)

港湾局海岸・防災課危機管理室 山本康太港湾保安管理官

中部地方整備局 港湾空港部 村松良彦港湾危機管理官ほか

4. 結果

今回の国際港湾保安プログラム実施後の、米国沿岸警備隊調査団からの講評は以下のとおりです。

○米国沿岸警備隊は、国土交通省の港湾保安担当者及び清水港の埠頭保安管理者と有益な意見交換を行うことが出来たことなど、今回の国際港湾保安プログラムが成功裏に行われたことに対し、関係者の協力に大変感謝しています。

○改正 SOLAS 条約の履行に関して、日本においては素晴らしい対策がとられていることが分かりました。

○今回訪問した清水港では、確実な出入管理や保安施設整備が行われているなど、港湾保安対策についての問題は全く認められませんでした。

○今回の訪問によって、日米両国で共有された港湾保安に関する情報は、互いの港湾保安の向上に貢献するとともに、両国の港湾保安対策に関する一層の連携強化に繋がるものと考えています。



国土交通本省における意見交換



静岡県清水港管理局における概要説明



清水港現地調査（新興津埠頭）



清水港現地調査（日の出埠頭）

5. 解 禁：指定なし
6. 配 布 先：中部地方整備局記者クラブ、名古屋港記者クラブ、静岡県政記者クラブ
港湾新聞、港湾空港タイムス、日本海事新聞社、海事プレス
7. 問い合せ先：中部地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課 村松・加藤 電話：052-651-6460（直通）

【参考】

改正SOLAS条約について

米国同時多発テロ事件の発生を契機に、国際的な保安の確保のため、海上人命安全条約(SOLAS条約)が改正。これに対応した国内法として「**国際船舶・港湾保安法**」が成立。

- 米国同時多発テロ事件の発生（2001年9月）
⇒船舶と港湾施設の保安対策強化



◇IMO(国際海事機関)：
海上人命安全条約(SOLAS条約)の改正（2004年7月発効）

- 国際的な動きに対応したわが国港湾の保安対策の強化
⇒国際社会への貢献と日本の国益確保

◇国内の動き（改正SOLAS条約の国内法化）：
「**国際船舶・港湾保安法**」の成立（2004年7月施行）

国際条約(改正SOLAS条約)に対応するため、国内法(**国際船舶・港湾保安法**)に規定する国と国際埠頭施設の管理者の役割(分担)に基づき、下図の港湾保安対策をそれぞれ実施している。

国が行う港湾保安対策

- 埠頭保安規程の承認
- IMOへの通知
- 立入検査
- 変更命令、改善勧告、是正命令
- 保安情報の提供等を実施

管理者が行う港湾保安対策

- 制限区域の設定・管理
- 制限区域の監視
- 貨物の管理
- 保安訓練
- ゲートにおける出入管理等を実施

協働